

＼ 3,000㎡以下の ＼

蓄電池事業を

計画されている事業者様へ

お願い



※基本的に、市街化調整区域では
蓄電池事業は行えません

蓄電池事業の注意事項

- 1 設置する蓄電池は、電気事業法施行規則に規定する発電事業に係る
発電等用電気工作物の要件を満たしていること
- 2 事業計画地に隣接する土地/建物所有者や、周辺地域の住民に対して
事業計画等を説明し理解が得られていること
- 3 周辺の景観や騒音に配慮した設備及び配置であること
- 4 周囲に危険が及ぶことがないようフェンスの設置や維持管理の対策
を行うこと

問い合わせ先

富士宮市役所 4階 環境未来課 ゼロカーボン推進係（TEL：22-1131）

富士宮市系統用蓄電池事業に係る事前相談シート

令和 年 月 日

1. 発電事業者	所在地		
	名称及び代表者氏名		
	担当者氏名		
	電話番号（担当者）		
	メールアドレス（担当者）		
2. 設置を計画している土地（場所）		土地面積	地目
富士宮市		m ²	
富士宮市		m ²	
富士宮市		m ²	
3. 事業面積	m ²		
4. 蓄電池の蓄電容量	kwh		
確認者（環境未来課）：			

注意!



- 3,000㎡以上の土地に設置する蓄電池設置事業については、土地利用事業の対象となりますので、都市計画課へご相談願います。
- 3,000㎡未満の土地に設置する小規模な蓄電池設置事業においても、下記に掲げる個別法の適用区分を確認する必要があります。

関係法令等・所管部署一覧(富士宮市)



法令名	所管部署
農地法	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農業政策課
森林法	農業政策課
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	農業政策課
土壤汚染対策法	生活環境課
騒音規制法、振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例	生活環境課
自然公園法	花と緑と水の課
富士宮市風致地区条例	花と緑と水の課
工場立地法	商工振興課
景観法	都市計画課
国土利用計画法	都市計画課
都市計画法	都市計画課
公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画課
建築基準法	建築住宅課
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建築住宅課
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	管理課
地すべり等防止法	河川課
急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律	河川課
宅地造成及び特定盛土等規制法	管理課
静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例	管理課
砂防法	管理課
道路法	管理課
富士宮市認定外道路管理条例	管理課
富士宮市普通河川条例	管理課
富士宮市財産規則 (地方分権一括法による)	管理課
文化財保護法	文化課
世界遺産影響評価	富士山世界遺産課
消防法または富士宮市火災予防条例	予防課

※ 国・県の所管する関係法令等については、関係省庁等へご確認願います

問い合わせ先

富士宮市役所 4階 環境未来課 ゼロカーボン推進係 (TEL: 22-1131)